

平成26年度 第1回 大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会 議事要旨

1. 開催日時・場所

- 日時：平成26年11月14日(金) 13:00～15:00
- 場所：大阪府西大阪治水事務所

2. 出席委員

尾崎 博明 委員
武田 信夫 委員 (会長)
西田 修三 委員
山田 優 委員 (会長代理)
(欠席) 細見 正明 委員

3. 主な内容

(1) 正蓮寺川について

- ・現在の工事・現場状況について
 - 特になし
- ・工事中の環境監視結果について
 - 河川水のDOについて、15mg/Lという値は異常に高いと考えられるので、過去のデータも含めて整理し、検討すること。(尾崎委員・西田委員)
- ・今後の工事（阪神高速道路）について
 - 特になし

・今後の工事（ポンプ場）について

- 汚染土壌の運搬で一般公道を横断するということについて制度上の問題はないのか。環境部局と再度協議されてはいかがか。(尾崎委員)
→ご意見を踏まえ、関係部局と再度協議・検討を行い、進めてまいります。(市下水)

- 正蓮寺川の横断橋梁が盛土化されることにより、工事の中で発生するその他対策対象土、PCB対策対象土の運搬に際し、公道を横断することになるが、その場合においては通常の工事における監視ではなく、監視員の増加や監視員の資質も含め、特別な監視体制をとり、特に環境面での安全に配慮し工事を進めること。(山田委員)

・神崎川の糸田川合流部左岸におけるダイオキシン類汚染底質対策について

●A-1、B-1の区域での対策について、超高濃度の汚染対策については、近年、PCB 及びダイオキシン類の汚染土壌の処理施設が整備されてきたことなどを勘案すると、合理的な費用の範囲内で無害化処理することも可能ではないかと考える。まずは事務局でA-1、B-1の範囲における0～1m層の汚染土を無害化処理した際のコストを算出し、審議会に提示した上で超高濃度の汚染対策についての方針を検討すべきと考える。（事務局より御欠席の細見委員の意見紹介。）

●超高濃度汚染対策を検討するにあたって、覆砂というのがどこまで信頼できるのかという事もやはり引き続き調査を実施する必要がある。

今使っている砂が一番適当なのか、水が上下するのであれば、むしろ流れにくい、もっと粗いものを置いた方が良いのではないかなど、覆砂が流れずに留まるためにどのような材料を使ったらよいのか等も含め、覆砂についての効果、その効果を高めるためにどうしたらよいかというようなことも同時に検討すべきではないか。（山田委員）

●超高濃度（3000pg-TEQ/g以上）が40cm以内になれば対策をとるということだが、A-1では上から30cmのところに2400pg-TEQ/gという値が見られる。これは少し懸念があるが、どのようにお考えか。（尾崎委員）

→対策に当たっては、これまで3000pg-TEQ/gという区切りを作つて検討してきたが、2400pg-TEQ/gは確かにそれなりの濃度である。ただ、やはり費用面もあり、どこまでを対策範囲にするかについては、再度整理が必要かと考えており、検討させて頂きたい。（河川室）

●上流側の汚染状況、範囲の確定について、過去の調査はどうであったか。（山田委員）

→過去に3点、上流側で測定しており、表層のみの調査であったが、いずれも環境基準は満足していた。（神崎川出張所）

→事務局としてはかなり上流のほうは特に問題が無い状況であると考えており、個々のスポット的なところの範囲を確定させていただければと考えている。（河川室）

●上流側の汚染範囲の特定については、そろそろ範囲の特定の見通しがあるようだということで、A-15から上流についてさらに+150mと+200mの地点について、深度方向は1mまでを調査するということでお願いします。（武田会長）

(2) その他

●特になし

★一般傍聴からの発言受付 → 発言なし